

## 回覧

あかね台二丁目自治会 会員各位

2023年5月14日

愛犬家の皆様へ  
ペットの糞の持ち帰りの徹底について

自治会会長 甲斐克彦  
環境衛生部長 佐藤竜一

日頃より自治会運営にご協力、ご支援いただきありがとうございます。

さて、特に昨年あたりから今年にかけて、公園の中やその周辺、また公道や住居の玄関先等にペットの犬の糞を、始末せずに放置したままにしている事例が散見されています。公園周辺の住民の方の中には、そうした行為を見かねて青葉警察への通報を告知する警告文を掲示する方もいらっしゃいます。

散歩中に愛犬が排泄した糞を持ち帰ることは、愛犬家として必ず守るべきルールです。犬の糞を放置したままにしておくことは、まちの環境衛生上大きな問題であることは言うまでもなく、法律的にも軽犯罪法違反にあたる行為(※)であり、通報されれば拘置や科料の対象となります。

皆が気持ちよくきれいな町を散歩出来るよう、愛犬家としてのルール遵守につとめていただき、糞の持ち帰りの徹底に努めていただくようよろしくお願いします。

以上

※軽犯罪法第一条27号「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者」は、拘留または科料に処する。